平成２４年（フ）第６２１号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番４号　プラスビル114号
債務者　もどし屋こと　丸野　秋児
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２６号
大阪府守口市河原町11番22―502号
債務者　木村　義男
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１号
大阪府茨木市東奈良１丁目５番22号
債務者　松井　　巌
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７２２号
大阪府東大阪市吉松２丁目９番35号
債務者　谷口　健一
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４２号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号　モアライフ201号
債務者　北岡　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９１号
大阪府寝屋川市萱島南町５番１号
債務者　山﨑　詔三
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９２号
大阪府箕面市西小路２丁目13番40号
債務者　岩端　儀之
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８０７号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番12―105号
債務者　髙井　貞則
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２１号
大阪府枚方市中宮本町11番17号
債務者　原田　圭子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６８号
大阪府茨木市目垣２丁目６番16号
債務者　中村　英治
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６９号
大阪府茨木市目垣２丁目６番16号
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７１号
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―516号
債務者　山本　孝志
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７３号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番29号
債務者　中村　一夫
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６４号
大阪府和泉市唐国町１丁目１番５号
債務者　油谷　　優
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
大阪府和泉市小田町586番地の１―３―606
債務者　吉田　理恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘４丁目12番17号
債務者　坂村　三和（旧姓飛澤）
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番４―307号
債務者　和島　由美
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
大阪府和泉市光明台３丁目７番37―101号、前住所和歌山県岩出市森78番地の５
債務者　前嶋　文夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係